

文化財(建造物)等蟻害・腐朽検査 実施要領

1. 担当者について

(公社)日本しろあり対策協会認定のしろあり防除施工士および蟻害・腐朽検査士が中心となり検査を行う。1文化財につき2名程度で行う。

2. 実施計画について

依頼のあった文化財ごとに、実施を検討。申し込み多数の場合は大変申し訳ございませんが、お断りする場合もございます。

担当会員を割り当て、検査日程、担当人数等の計画を作成する。

3. 事前確認について

申込書類確認の後、文化財所有者、行政担当者および担当会員で現地確認（下見調査）を行う場合もあります。行わない場合もございます。また、恐れ入りますが、床下図面のコピーを頂けますと作業がスムーズに行えますのでご協力頂ければ幸いです。

4. 検査について

検査対象は、シロアリの侵入・食害被害（主にヤマトシロアリ）、カビ・腐朽被害とする。シロアリ以外の木材食害昆虫類の調査は、被害の有無のみにとどめる。

検査方法は、原則として、蟻害や腐朽箇所は簡単な非破壊検査（目視、打診、触診、圧入検査など）によるほか、腐朽環境（床下温湿度、通風状況、床下地盤面の含水状況、木質部材含水率など）は簡単な現場用計測器などを用いて行う。検査箇所はデジタルカメラにより撮影し、被害等の詳細を記述した上で図面に図示する。

5. 報告書について

建物概要、蟻害および腐朽についての所見、検査箇所を図示した見取図、検査箇所写真と説明を基本にまとめる。検査証発行後、報告書に添付し、製本またはデジタル化（CD-R）したものを、所有者、市町村担当者および教育委員会へ提出する。12月頃提出予定です。※早めに必要な方は事務局までお申出下さい。

※文化財等蟻害・腐朽調査事業は公益社団法人日本しろあり対策協会と連携して行っている事業となっており、公益社団法人日本しろあり対策協会もしくは一般社団法人関東しろあり対策協会のHP上で公開する場合や活動報告として冊子にする場合がございます。

公開の可否について確認しておりますので調査票にご記入をお願いいたします。

6. その他

検査終了後は依頼があれば、グループ担当会員が相談に応じる。

文化財(建造物)等の調査手順

- ① 現地事前調査（必要に応じて）
 1. 建造物の確認、配置図作成
 2. 建造物の図面確認
 - イ. 所有者に確認
 - ロ. 図面がない場合は、見取図作成
- ② 床下侵入口の確認
 - イ. 床下侵入口の特定
 - ロ. 床下侵入口の新規作成（必要に応じて）
 - ハ. 床下侵入作業に対する養生方法
- ③ 建造物ごとの調査ポイント
 - イ. 木造建造物（平屋等）
 - ロ. 土蔵
 - ハ. 三重塔、五重塔
 - 二. 神社本殿
 - 木. 寺本堂
 - ヘ. 寺庫裏
 - ト. 門
- ④ 写真撮影箇所
 1. 建物外周における、シロアリ、腐朽状況
 - イ. 建物土台、外板、柱
 - ロ. 建物周囲の土壤⇒湿度、水はけ、土質
 - ハ. 庭の状況⇒庭木、木株、杭、落木
 2. 床下におけるシロアリ、腐朽状況
 - イ. 土台のシロアリ、腐朽
 - ロ. 柱のシロアリ、腐朽
 - ハ. 床板のシロアリ、腐朽
 - 二. 床束、大引、根太のシロアリ、腐朽
 - 木. 落木のシロアリ、腐朽
 - ヘ. 土壤のシロアリ、腐朽（蟻道、カビ）
- ⑤ 写真撮影箇所のシロアリ、腐朽状況の説明文および所見作成
 1. シロアリ侵入箇所の被害の状況
⇒大・中・小、初期侵入状況、侵入後 3 年以上等
 2. カビ、腐朽発生、被害状況
⇒初期腐朽発生状況、腐朽被害経過状況等
 3. 木材食害昆虫の被害状況
- ⑥ 今後の保存に対する、所有者への具体策提案
- ⑦ 報告書作成→学識経験者の方の校正→提出（12 月頃予定）

文化財(建造物)等蟻害・腐朽検査 実施までの流れ

- ① 協会から各都県文化財担当部署への検査実施依頼
- ② 各都県担当部署から市区町村の文化財担当部署への募集依頼
- ③ 文化財所有者から市区町村文化財担当部署への検査申込（建物図面添付）
各市区町村にて申込物件のご確認及びまとめ
- ④ 市区町村文化財担当部署から協会へ申込物件の連絡
申込物件と物件の図面の提出
- ⑤ 各都県蟻害・腐朽検査実行委員会の開催
教育委員会から協会へ申込物件を送付頂いた後、
協会にて検査物件の割り当て、実施スケジュール、実施方法の確認等
- ⑥ 各班打合せ
- ⑦ 事前調査、検査
所有者との打合せ（担当ごとに行う）
- ⑧ 報告書の作成
建物概要、所見、図面、検査写真（コメント付）をまとめる
各班担当者→協会（事務局）→先生の校正→会長確認→報告書発行
- ⑨ 協会（事務局）から各班担当者へ報告書を送付
- ⑩ 各班担当者より所有者への報告書の提出
製本、データ（CD-R）
- ⑪ 12月頃各都県及び市区町村文化財担当部署への最終報告
都県担当者へは各都県データー式（CD-R）、
市区町村担当者へは各市区町村データー式（CD-R）